



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 28, 2022年10月～11月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022年10月～11月）

内容

A: FSB、気候関連のリスクに対する監督上のアプローチにかかる提言を公表（10月13日）	3
B: TCFD、2022年のステータス・レポートを公表（10月13日）	4
C: G20、サステナブル・ファイナンスにかかる報告書を採択（10月13日）	5
D: IAIS、オペレーショナル・レジリエンスにかかる論点書案を公表（10月13日）	6
E: FSB、サイバー・インシデント報告にかかる提言案を公表（10月17日）	7
F: 英 PRA、保険金のインフレーションへの対応にかかる監督上の期待を公表（10月20日）	9
G: 英 PRA、気候リスクにかかる監督上の期待を表明（10月21日）	10
H: 星 MAS、D-SIIs に対する監督の枠組みを提案（10月25日）	12
I: EIOPA、Value for money の評価メソッドロジックを公表（10月31日）	13

A: FSB、気候関連のリスクに対する監督上のアプローチにかかる提言を公表（10月13日）

- 金融安定理事会（FSB）は、2022年4月に実施した市中協議で寄せられたコメントも踏まえ、「気候関連のリスクに対する監督・規制上のアプローチ」と題するレポートを最終化した。同レポートにおいてFSBが提示した主な提言（recommendations）の内容は以下のとおり。

<p>監督・規制上の報告と気候関連データの収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督・規制当局は、気候関連のリスクに対応するため、監督・規制目的の情報のニーズの特定、および、気候リスクの評価とモニタリングに利用できる気候関連データや主要な指標を特定し、定義し、収集するための作業を加速すべきである。 • 報告される気候関連のデータに関する金融機関のガバナンス、プロセスおよび統制にかかる監督上の監視は、金融機関の内部監査機能のレビューと合わせて、データの信頼性を向上させ得る。本分野に対応する監督上の期待を示すことは、実効的なメカニズムとして機能し得る。法令上の観点から適切である場合、監督・規制当局は、気候関連のデータの信頼性を高めるための第三者による検証の必要性を検討すべきである。 • 国・地域およびセクター間の一貫性を促進するため、当局は、物理的リスク、移行リスク、損害賠償リスクについて、共通の定義を用いることを検討すべきである。 • 監督・規制上の目的のために開示される以上の気候関連のより詳細な情報が必要である程度において、当局は、①定量的な情報に補完された定性的な情報を監督当局に対して報告することを金融機関に求めるとともに、②金融機関の活動のプロファイルに沿い、また、コスト・ベネフィットを勘案した形で、標準化された規制上の報告要件を策定すべきである。 • 共通の規制上の報告枠組みの策定に向けたグローバルでの連携は、エクスポージャーの特定や気候関連のリスクの影響の理解を促進し得る。
<p>システム全体の視点と監督・規制上のツールや方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当局のアプローチは、マイクロプレンデンシャルな施策に加え、気候関連のリスクが金融システムに広く与える影響に対応するものであるべきである。 • 各国は、マクロプレンデンシャル・ツールとして、気候シナリオ分析やストレス・テストの利用を拡大することが懸念される。その設計や範囲には、①物理的リスクおよび移行リスク、②主要な金融セクター（銀行、保険、資産運用、年金など）、③財務リスクに加え、物理的リスクと移行リスク、地理的なリスクとセクターのリスクの間の相互依存関係、④間接的なエクスポージャー、リスク移転、伝播やフィードバック・ループなど、気候関連のリスクにかかるシステム全体の視点、を含むことが望ましい。 • 気候シナリオ分析やストレス・テストを設計する際、当局は、システム全体を捉えることができるようにすべきである。トップダウン・アプローチもしくはハイブリッド・アプローチは、気候関連のリスクをセクター横断的に、また、システム全体の視点から捉えるために用いられ得る。また、動的なバランスシートの前提は、副次的効果や潜在的なフィードバック・ループを捉えるために用いられ得る。 • 今後の分析においては、信用リスクや市場リスクだけでなく、流動性リスクや保険引受リスクなど、より広範なリスクを検討すべきである。

インプリケーション：金融庁と日本銀行が大手銀行と大手損保グループを対象に実施した気候シナリオ分析の試行的取組みは、金融機関自身のリスク管理能力の向上の観点から、分析上の課題の特定や金融機関内でのノウハウの蓄積等を主眼に置いた、ボトムアップ型のエクササイズとして位置付けられていた。他方で、FSBのレポートでは、マクロプルデンシャル・ツールとしてのシナリオ分析のさらなる利用が提言されているように、日本においてもトップダウン型のシナリオ分析が行われることも想定される。また、気候関連のデータに関する金融機関のガバナンスや内部統制の整備や追加的な情報の監督当局への提出なども提言されており、金融機関にはさらなる対応が求められることとなるものと考えられる。

(出所) FSB ‘Supervisory and Regulatory Approaches to Climate-related Risks: Final report’

B: TCFD、2022 年のステータス・レポートを公表（10 月 13 日）

- 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、TCFD開示にかかる2022年のステータス・レポートを公表した。その中で、TCFDは、「十分な数の企業は、意思決定に有用な気候関連の財務情報を開示しておらず、そのことは、投資家、銀行、保険会社が気候関連のリスクを適切に評価することを阻害する要因となっている」ことを引き続き懸念している、と述べている。
- 同レポートにおいて示されている主な発見事項は以下のとおり。なお、保険会社の事例として、英国のAviva、台湾のCathay Financial Holdingsの事例が取り上げられている。

AI による レビューの結果	<ul style="list-style-type: none"> • TCFDと整合的な（TCFD-aligned）情報を開示している企業の割合は高まっているものの、より一層の進展が求められる。2021年度には、80%の企業が11の推奨される開示項目のうち少なくとも1つを開示しているものの、11すべてについて開示している企業は4%、少なくとも5つを開示している企業は40%に過ぎない。 • 開示の水準は、すべての地域において、過去3年間で大きく改善されている。11の推奨される開示項目にかかる平均的な開示の水準は、欧州では60%（2019年対比で+34ポイント）、アジア・パシフィックでは36%（同11ポイント）、北米では29%（同12ポイント）となっている。
報告実務に かかる調査の 結果	<ul style="list-style-type: none"> • 大多数のアセット・マネジャー（調査対象の60%）やアセット・オーナー（同75%）は、顧客や受益者に対して情報を提供している。アセット・マネジャーはサステナビリティ・レポートを通じて、アセット・オーナーはアニュアル・レポート、サステナビリティ・レポートもしくは気候レポートを通じて、それぞれ情報提供を行っている。 • アセット・マネジャーの約半数、アセット・オーナーの3/4が、11の推奨される開示項目のうち少なくとも5つと整合的な情報を報告している。
TCFD調査の 結果	<ul style="list-style-type: none"> • 財務報告もしくはアニュアル・レポートにおいてTCFDの開示項目を開示している企業の数は増加している。2021年度では、70%超の企業がそのような情報を開示しており、2017年度の45%から大きく増加している。 • 気候関連の財務開示の利用可能性と質も向上している。調査対象となった企業の88%が、開示の質が改善していると回答している。 • 投資家等は、意思決定やプライシングにおいて開示情報を利用している。90%の投資家等は、気候関連の財務開示を財務上の意思決定に用いており、また、66%は金融資産のプライシングにおいても勘案している。

インプリケーション：同レポートは、多くの企業が示した3つの大きな課題の一つとして、温室効果ガスのスコープ3の排出量の計測および開示を挙げている。その理由として、バリュー・チェーンのデータ収集の困難さ等が指摘されている。なお、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、その10月会合において、救済条項を設けることを検討するものの、スコープ3の排出量の開示を求めることを全会一致で採択している。今後、スコープ3の排出量の開示がどのように進展していくのか、注目に値する。

（出所）FSB ‘2022 TCFD Status Report: Task Force on Climate-related Financial Disclosures’

C: G20、サステナブル・ファイナンスにかかる報告書を採択（10月13日）

- G20は、G20サステナブル・ファイナンス・ワーキング・グループ（SFWG）が作成した「2022年サステナブル・ファイナンス報告書」を採択した。同報告書は、G20が2021年10月に採択したサステナブル・ファイナンスにかかるロードマップにおける行動計画の進捗状況を取りまとめているほか、トランジション・ファイナンスの枠組みの構築に関する22のハイレベルな原則、ならびに、民間金融機関のサステナビリティにかかるコミットメントの信頼性の向上およびサステナブル・ファイナンス金融商品の拡大に関する21の自主的な提言を提示している。
- トランジション・ファイナンスの枠組みの構築に関する5つの柱と22の原則の概要は以下のとおり。

1. 移行活動と投資の識別	<ul style="list-style-type: none"> • 特に、長期的なカーボン・ロックインに関し、移行活動や投資の機会を識別、理解し、また、識別の障壁やコスト、移行ウォッシングのリスクを低減するため、金融機関や企業が利用可能なタクソノミーや原則等を策定する。 • 移行活動や投資の機会の識別が、透明性があり、信頼でき、比較可能で、説明可能な、期限を定めた気候目的に基づくものであり、また、パリ協定の目標に沿ったものであることを確保する。
2. 移行活動や投資に関する情報の報告	<ul style="list-style-type: none"> • 信頼でき、検証・比較可能で、科学的根拠を有するの中間および長期目標と達成の時間軸を有する、最新の移行計画を開示する。 • 緩和や適応の目標など、進捗について定期的に報告する。 • スコープ1および2、また、可能であれば、スコープ3のGHG排出量を含む、気候データを開示する。スコープ3の排出量の開示は、段階的に進展し得る。 • リスク管理態勢やデュー・ディリジェンスのプロセスなど、移行活動や計画が適切に実践されることを確保するコーポレート・ガバナンスの設計を開示する。また、移行の進展を測定するためのメソドロジーを開示する。 • トランジション・ファイナンス商品（instruments）から得られた収益、もしくは、資金調達者の事業にとって重要なKPIs等を開示する。
3. 移行関連の金融商品	<ul style="list-style-type: none"> • 資金調達者は、移行に向けた意欲や取組みに関する情報を市場参加者に提供するため、パリ協定の目標等と整合的な、詳細かつ透明性がある、科学的根拠を有する移行計画を提示する。 • 資金調達者は、移行に向けた活動やターゲット、指標、KPIs等にかかる透明性が確保されるよう、移行関連の開示にかかるガイダンスや要件を遵守する。

	<ul style="list-style-type: none"> トランジション・ファイナンス商品は、GHG排出量の削減目標やその他の気候もしくはサステナビリティ関連のパフォーマンス目標の達成を促すため、インセンティブやペナルティを相当程度組み込み得る。
4. 政策措置の設計	<ul style="list-style-type: none"> 政策立案者は、適切な政策、インセンティブ、規制環境を設計し得る。 国際機関や国際開発金融機関は、技術的な支援や長期資金の提供において主要な役割を果たし得る。
5. 社会および経済への悪影響の評価と低減	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達者は、移行計画の潜在的な影響を評価し、低減することを慫慂される。 適当な国際機関は、移行の正しい要素を明示的に取り込んだ、より具体的なトランジション・ファイナンスの事例を増やすため、民間セクターと協働する。

インプリケーション：金融庁は、2022年8月に公表した金融行政方針において、サステナブル・ファイナンスの推進を大きな政策上の課題の一つとして示している。同方針は、サステナブル・ファイナンスの推進のため、①企業によるサステナビリティ開示の充実、②市場機能の発揮、③金融機関の機能発揮、④インパクトの評価、⑤専門人財の育成、の必要性を指摘している。G20による取組みを受けて、日本においてもサステナブル・ファイナンスの推進に向けた取組みがさらに進展するものと思料される。

(出所) G20 'G20 Chair's Summary Fourth G20 Finance Ministers and Central Bank Governors Meeting - Washington DC, 12-13 October 2022'

D: IAIS、オペレーショナル・レジリエンスにかかる論点書案を公表（10月13日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2023年1月6日を期限として、「保険セクターのオペレーショナル・レジリエンスに関する論点書」を市中協議に付した。同論点書の目的と範囲は以下のとおり。
 - 目的：保険セクターにおけるオペレーショナル・レジリエンスに影響を与える事項を特定するとともに、監督当局がそれらに対応する方法の事例を提供すること。
 - 範囲：サイバー・レジリエンス、外部委託（third-party outsourcing）、事業継続管理（business continuity management：BCM）。
- 上記の3つの分野について、今後の検討が予定される事項（案）が示されている。それらの概要は以下のとおり。

分野	今後の検討が予定される事項
サイバー・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社のサイバー・レジリエンスの枠組みの品質や、新たな技術の利用に関連して生じてきているサイバー・リスクを評価するための指標やツールに関するディスカッション。保険セクターのサイバー・インシデント報告にかかる実務や制度設計に関する情報の共有もそれに含まれ得る。 保険会社がクラウド・コンピューティングなどの新たな技術をより多く利用するようになっていることを踏まえた、大規模なITトランスフォーメーションのサイバー・レジリエンスの影響の評価。 保険会社のサイバー・レジリエンスの枠組みの設計、監督上の評価、実践に対する、能動的で、一貫した、各社のプロファイルに応じたアプローチの開発。それには、保険会社がサイバー・インシデントを監督当局に報告するためのアプローチも含まれる。

ITの外部委託	<ul style="list-style-type: none"> • 国際的な監督上の協力の向上を目的とした、ITの外部委託にかかる用語の報告上の定義や要件（重要なサービス、外部委託、第三者等）の可能な範囲での一貫性の確保。 • 監督当局の実務や用いているメソドロジーに関する情報の交換。 <ul style="list-style-type: none"> - 特にリカバリー活動に関連する、サイバー・レジリエンスや事業継続管理の枠組みにおける集中リスクの検討。 - 業界で広く利用されている重要な外部委託先を特定することを目的とした、各国におけるサードパーティ・サービス・プロバイダのカタログの作成に対する監督上のアプローチ。 - 「ITサードパーティ・リスクおよび外部委託」の管理から、外部委託およびサードパーティ契約によって生じる全体的なシステミックな依存関係の検討（＝依存関係の管理）へと焦点をシフトさせるためのアプローチ。 - サービスとリソースの相互関連性や相互依存関係のマッピングを可能にする、重要な活動やそのような活動の利用者を特定するために指針となる原則。
事業継続管理	<ul style="list-style-type: none"> • サイロを排除し、BCMの枠組みがサイバーやITの外部委託リスクから生じる混乱の影響を勘案できることを確保するため、BCMをその他のリスク管理機能に統合する必要性の文脈における、事業継続管理にかかるベスト・プラクティスの評価のためのアプローチ。 • BCMの範囲（広範なインシデントやビジネス・オペレーションにまで拡大し得る。）。厳しく、かつ、生じ得る混乱に耐え得ることを示すため、定期的な事業継続のエクササイズやテストにおいて、シナリオやステークホルダーをより広範なものとするとも考え得る。 • 変化する労働環境を勘案してもなお目的適的であるよう、（パンデミックの前に作成された）現行のBCPや最近改訂されたBCPの高度化のアプローチ。

インプリケーション：今後の検討テーマを示した、非常にハイレベルなペーパーであると捉えることが適当であると考えられる。英国や欧州、金融安定理事会（FSB）等における議論にキャッチアップしていくことが期待されよう。

（出所）IAIS ‘Public Consultation on Issues Paper on Insurance Sector Operational Resilience’

E: FSB、サイバー・インシデント報告にかかる提言案を公表（10月17日）

- 金融安定理事会（FSB）は、12月31日を期限として、「サイバー・インシデント報告におけるより一層のコンバージェンスの実現」と題するペーパーを市中協議に付した。同レポートは、サイバー・インシデント報告（cyber incident reporting：CIR）の枠組みのより一層のコンバージェンスの促進を目的として、サイバー・インシデント報告を阻害し得る要因に対応するための提言を行っている。主な内容は以下のとおり。

1. CIRの目的の明確化	<ul style="list-style-type: none"> • 金融当局は、インシデント報告の目的を明確に定義し、また、それらの目的が、金融機関および金融当局双方にとって実効的に達成し得るものであるかを定期的に評価すべきである。
2. CIRの枠組みの一層のコンバージェンスの追求	<ul style="list-style-type: none"> • 金融当局は、潜在的な分断を最小限に抑え、また、相互運用性を向上するため、クロスボーダーおよびクロスセクターで、自身のCIRの枠組みを他の関係する当局のそれと整合させる方法を模索し続けるべきである。

3. 共通の報告フォーマットの採択	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、共通のデータ要件を特定し、適切な場合には、インシデント報告における情報を交換するための標準化されたフォーマットを開発し、採択すべきである。
4. 報告要件の漸進的な高度化	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、報告の適時性とインシデントが発生した金融機関自身のリカバリーの必要性とのバランスを確保しつつ、報告要件を漸進的に高めるべきである。
5. 報告のトリガーの選定	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、CIRの枠組みの設計の一環として、広範な報告のトリガーについて、それらのベネフィットやインプリケーションを整理すべきである。
6. 初回報告の要件の検討	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、初回報告の要件（window design or calibration）に関連する潜在的な成果を検討すべきである。
7. 解釈リスクの最小化	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、報告の閾値の設定において適切な水準の詳細度を提供し（例を示した補足的なCIRガイダンスを含む。）、また、金融機関と対話を行うことによって、理解の一貫性を促進し、解釈のリスクを最小化すべきである。
8. 報告の閾値の柔軟性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 重要性の閾値を用いている金融当局は、報告要件を満たしてはいないものの、その可能性が高い場合に金融機関がインシデント報告を行うことを恣憑するため、閾値の用語を調整することを検討する、もしくは、他の同等なアプローチを利用すべきである。
9. CIRプロセスの実効性のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、その監督・規制の一環として、金融機関のCIRプロセスの実効性をレビューする方法を検討すべきである。
10. アドホックなデータ収集	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、必要に応じて、監督上の対応でCIRの枠組みを補完する方法を検討するとともに、サイバー・インシデントについて金融機関と対話すべきである。
11. クロスボーダーでの情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、クロスボーダー・ベースでのCIR情報の交換にかかる法的もしくは守秘義務上の課題に協力して対応するための方法を検討すべきである。
12. 報告の有用性の相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、インシデント報告の重要性にかかる認識を高め、金融機関が直面している潜在的な課題を理解し、また、それらに対応するためのアプローチを特定するため、金融機関と定期的に対話を行うべきである。
13. 実効的なCIRコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、サイバー・インシデント報告における実効的なコミュニケーションが行われるよう、ツールキットやガイダンスを策定する、もしくは、その策定に向けた検討を行う方法を検討すべきである。
14. インシデント対応能力の維持	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、インシデントの検知等、CIRを直接的にサポートするサイバー対応の能力におけるギャップを常に特定し、また、それに対応すべきである。
15. インシデント情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局および金融機関は、状況的な不確実性に対応するため、イベント、脆弱性およびインシデント情報を金融セクターの参加者間で積極的に共有できるメカニズムを特定し、実践する上で協力すべきである。
16. 機微情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 金融当局は、機微情報の保護を確保するため、インシデント情報の取扱いにかかる安全な施策を講じるべきである。

インプリケーション：サイバー・インシデント対応にかかるクロスボーダーでの連携が高まっていることを示唆する提言であると捉えることができる。欧州では、欧州システミック・リスク理事会（ESRB）が2022年1月、「システミックなサイバー・インシデントに対応するための汎欧州の協力枠組み」の構築を提言しており、欧州の金融監督機関は、その提言を支持している¹。金融庁も、2022年の金融行政方針において「サイバーセキュリティに関する国際的な連携の強化を図る」との方針を示していることから、日本においても本分野の取組みが進展するものと考えられる。

（出所）FSB ‘Achieving Greater Convergence in Cyber Incident Reporting – Consultative document’

F: 英 PRA、保険金のインフレーションへの対応にかかる監督上の期待を公表（10月20日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、保険金のインフレーションの影響に焦点をあて、損害保険会社を対象とするレビューを行った。今般、同レビューから得られたインサイトを、損害保険会社に対して通知した。同レターにおいて、PRAは、保険金のインフレーションにおける継続的な上昇は、いくつかの損害保険会社の健全性に重大な影響を及ぼし得る、と述べている。
- レビューにおいて認められた主な発見事項や好事例の概要は以下のとおり。

インフレーションの勘案	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネスに関連する異なる種類やドライバーのインフレーションを適当な水準で分割して勘案している好事例が認められた。 • 保険金のインフレーションにおいて大きな上昇を経験していない損害保険会社は、エマージングなトレンドに警戒することが慫慂される。 • 保険金のインフレーションの影響を評価し、モニターするため、先進的な保険会社は、責任準備金、プライシング、事業計画の前提条件に照らして、保険金のインフレーション（ソーシャル・インフレーションを含む。）のドライバーをモニタリングしている。将来の支払い保険金を予測する際、インフレーションを明示的に勘案することは有効である。
責任準備金の計算の適切性の評価	<ul style="list-style-type: none"> • インフレーション調整型の責任準備金の計算方法は現在では広く用いられていないものの、保険会社は、各種分析においてその手法を再度用いることを検討しても良い。明示的なインフレーション調整は、インフレーションのトレンドをとらえる上で有用である。 • いくつかの保険会社は、今後1年間において保険金のインフレーションを勘案しており、多くの保険会社は、当期の責任準備金にのみ焦点をあてている。特に長期の保険契約を有する保険会社は、長期の前提条件に調整の余地は無いかを検討することが慫慂される。
フィードバックループの確立	<ul style="list-style-type: none"> • エキスパート・ジャッジメントを支えるデータが蓄積されるまでの間、保険会社は、責任準備金の計算におけるパラメータを選定する際、判断の不確実性を勘案することが慫慂される。前提条件の適切性を定期的にレビューしている好事例が認められた。多くの保険会社は、クロスファンクショナルで前提条件をレビューできる態勢を整備している。
資本要件における不確実性の勘案	<ul style="list-style-type: none"> • 内部モデルでは、重要なインフレーションのドライバーを捉えるための広範なアプローチがある。好事例の一つは、パラメータ化において最新のマーケット状況およびフォワードルッキングなトレンドを反映することである。これには、経済シナリオ・ジェネレータ（ESG）のタイムリーなアップデート、

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（2022年1月～2月）」記事Fを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202202ins_regulation.pdf

	<p>保険金のボラティリティやビジネス・ラインの相関パラメータなどの明示的でない（implicit）パラメータを定期的にレビューすることが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険金のインフレーションが適切にモデル化され、また、その重要性がビジネスによって十分に理解されていることを確保するため、検証（validation）は不可欠である。特に、サードパーティESGの結果は検証の範囲に含まれるべきである。
リスク管理の実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 複数の機能間におけるリスクを総合的にレビューすること、また、コンティンジェンシー・プランやマネジメント・アクションを整備しておくことは、それぞれ好事例であると考えられる。それには、再保険、資産運用戦略、資本管理などの様々なリスク管理のツールを用いることが含まれ得る。 • ストレス・テストやシナリオ・テスト（SST）を定期的にレビューすることも好事例の一つである。SSTは、インフレーションが保険会社の責任準備金や収益、ソルベンシー・ポジションに与える影響を理解するための重要なツールである。 • 一貫したSSTが資本のモデリング・チームと責任準備金の計算チームの双方で行われることも好事例の一つである。

インプリケーション：インフレーションの観点からのリスク管理の高度化を促す、意義のあるステートメントであると見受けられる。例えば、「一貫したSSTが資本のモデリング・チームと責任準備金の計算チームの双方で行われることも好事例の一つである」と指摘している点は興味深い。日本の保険会社にとっても参考とできる点があるものと考えられる。

（出所）PRA ‘Letter from Nylesh Shah ‘Insights from PRA thematic review on general insurance reserving and capital modelling’

G: 英 PRA、気候リスクにかかる監督上の期待を表明（10月21日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、金融機関に対して、気候関連の財務リスクの監督およびイングランド銀行の気候シナリオ分析（Climate Biennial Exploratory Scenario exercise：CBES）に関するフィードバック・レターを発出した。主な内容は以下のとおり。

監督上の期待	<ul style="list-style-type: none"> • ガバナンス <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関の取締役会および経営陣は、事業戦略、計画、ガバナンス構造、リスク管理のプロセスにおいてどのように気候変動を勘案しているかを理解していることを示すことができるべきである。 • リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、定性および定量的な指標を用い、リスク管理の枠組み、リスク・アパタイト・ステートメント、委員会の構造および3線モデルにおいて気候リスクを適切に勘案しているべきである。 - 金融機関は、リスク管理の枠組みの一環として、気候リスクのモデリングのケイパビリティ、指標の設定、前提条件の利用などにおいて、気候リスクが定量的な分析に適切に取り込まれていることを示すことができるべきである。
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、事業戦略やリスク・アパタイトにおいて気候リスクを勘案できるよう、カウンターパーティのエンゲージメント戦略を有しているべきである。 - 金融機関のORSAやICAAP（Internal Capital Adequacy Assessment Process）は、利用者が気候リスクや資本の分析を理解できるよう、十分な文脈情報を提供するべきである。特に、メソドロジーや基本的な前提条件、判断、プロキシ、不確実性を開示することに留意すべきである。 - 金融機関は、リスク管理および事業計画のプロセスにおいてシナリオ分析を行い、その結果がどのように利用されているかを示すことができるべきである。 - 金融機関は、重大なデータ・ギャップをどのように特定しているか、また、そのギャップをどのように埋めていくことを検討しているかを説明できるべきである。
気候と規制資本	<ul style="list-style-type: none"> • イングランド銀行は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）における取組みの一環として、気候リスクがBCBSの基準とどのように関係するかを理解するための検討を行っているほか、保険セクターでも同様の議論が行われている。
気候と会計	<ul style="list-style-type: none"> • PRAは、金融機関の健全性を確保する観点から、気候リスクを会計上の評価にタイムリーに取り込むことが重要であると考えている。 • PRAは、金融機関の財務報告に関連する2022年以降の優先事項が、①気候変動がバランスシートや財務上の成績に与える影響を定量化するための気候関連のデータとモデリングのクイパリティ、②財務報告においてフォーワードルッキングな気候関連のデータをより多く用いることをサポートするためのガバナンスと統制、③気候変動が金融機関に与える影響を市場参加者が理解できるようにするためのディスクロージャー、の高度化を含むことを期待している。 • PRAは、金融機関の気候リスクの評価において、外部監査人の作業を引き続き活用する。現在および将来の気候リスクに対するエクスポージャーにかかる関連する、信頼できる、また、検証可能なデータを提供する金融機関の能力は、気候関連のリスクが金融機関の財務諸表に与える影響を外部監査人が実証する上で重要となる。
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> • 監督上のステートメントSS3/19における期待の遵守は継続的に評価される。金融機関は、監督当局との日常の対話やレビューにおいて、気候リスクを実効的に管理していることを引き続き証明すべきである。特に、金融機関の取締役会や上級経営陣が、全社的な気候アジェンダを適切に監督し、管理していることを示すことが非常に重要である。 • 取組みに十分な進展が認められないとみなされた金融機関には、監督上の期待とのギャップに対応するためのロードマップを作成することが求められる。必要な場合、PRAは、監督上のツールを利用することも検討する。

インプリケーション：CBESのフィードバックとして、気候リスクの管理のさらなる高度化やそのためのクイパリティの向上を求めている。それに加えて、「気候リスクを会計上の評価にタイムリーに取り込むことが重要である」、「金融機関の気候リスクの評価において、外部監査人の作業を引き続き活用する」などとの監督上の期待を示している点は、注目に値する。気候リスクのより一層の定量化やその監査は、今後、より重要なテーマとなってくるものと考えられる。

(出所) PRA ‘Letter from Sam Woods ‘Thematic feedback on the PRA’s supervision of climate-related financial risk and the Bank of England’s Climate Biennial Exploratory Scenario exercise’

H: 星 MAS、D-SIIs に対する監督の枠組みを提案（10月25日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、11月30日を期限として、シンガポール国内におけるシステム上重要な保険会社（D-SIIs）に対する監督の枠組み（案）を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社のシステム上の重要性を評価し、D-SIIsを指定するための監督上のツールキットをアップデートすること。また、D-SIIsに適用可能な政策措置を設けること。
範囲	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールで免許を受けているすべての保険会社をD-SII枠組みの下で評価する。
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 規模 <ul style="list-style-type: none"> - シンガポール保険ファンド（シンガポールの保険契約者に対する債務の支払いに利用される資産）の総資産額および総保険料収入それぞれのシンガポール市場におけるシェア。 相互関連性 <ul style="list-style-type: none"> - シンガポールの資本市場への投資（国債、社債、上場株式、デリバティブ等）。 - シンガポールの銀行および資本市場からの借入。 - 金融保証ビジネス。 - 再保険を通じた保険市場内での結びつき。 - 他の国内D-SIFIとの結びつき。 主要なビジネス・ラインの代替可能性 複雑性 <ul style="list-style-type: none"> - グループ全体におけるシンガポールのオペレーションの重要性。 - シンガポールに本拠を有する保険会社が視点を有する外国の数。 - 総保険料収入ベースでのオフショア保険ファンドのシェア。 - システム全体に影響を与える非保険活動。
政策措置	<ul style="list-style-type: none"> より高い資本要件：25%の追加資本。 再建および破綻処理計画の策定 強固なマネジメント情報システムの構築 より高いコーポレート・ガバナンスの要件
適用開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 2024年1月にD-SII枠組みを適用開始予定。 D-SIIsは2023年第4四半期に指定される予定。

インプリケーション：D-SIIsに対して高い強度で監督する方向性を打ち出したことは意義深いものと考えられる。日本においても、保険会社のシステム上の重要性を踏まえた監督がさらに進展することが期待される。

(出所) MAS ‘Consultation Paper on Proposed Framework for Systemically Important Insurers in Singapore’

I: EIOPA、Value for money の評価メソドロジーを公表（10月31日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、ユニットリンク商品が保険料に見合った価値を提供しているか否か（value for money）を評価するためのメソドロジーを公表した。同メソドロジーの目的は、各国の監督当局が保険商品のValue for moneyを評価する際の最低限の共通のアプローチを確保すること。
- 評価のためのアプローチは、①精査を要する商品を特定する、市場全体の評価（第1層）、②保険商品が保険料に見合った価値を提供しているか否かを評価する、高い強度の監督（第2層）、③第2層において必ずしも保険料に見合った価値を提供していないと特定された商品にかかる「商品の監督とガバナンス（Product Oversight and Governance, POG）」の評価（第3層）、から成る。

第1層：市場全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、①パッケージ型のリテールおよび保険ベースの投資商品（packaged retail and insurance-based investment products：PRIIPs）規制における重要情報書類（KID）、②商品にかかる監督上の報告、③ソルベンシーIIのデータ、④ユニットリンク商品の投資ファンドの質などから得られる情報を基に、個々の保険商品についてリターンとコスト（販売にかかるコストを含む。）の分析を行い、監督上の精査が必要な商品もしくは保険会社をリストアップする。
第2層：高い強度の監督	<ul style="list-style-type: none"> 第1層でリストアップされた商品について、監督当局は、定量的な指標（保険料、解約返戻金、コスト等）を用いて商品の収益性テストを行う。保険会社が当該テストを行う場合、監督当局は、そのテストで用いられた前提条件をレビューする。定量的な指標に加え、保険商品が提供するサステナビリティ特性、保険商品へのアクセスを容易にするデジタルの活用、販売時のアドバイスの水準等の定性的な要素も勘案し得る。
第3層：POGの評価	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、①POGプロセスにおいて、商品が提供する価値およびコストとターゲット市場のニーズとの間におけるバランスが勘案されているか、②サービスや商品のコストがターゲット市場のニーズや目的、特性と合致しているか、などを評価する。 なお、第2層において保険料に見合った価値をまったく提供していないと評価された商品は、消費者に対して販売されるべきでない商品ということであり、したがって、第3層の評価対象とはならない。

インプリケーション：顧客本位の業務運営の観点からValue for moneyが確保されることは非常に重要であり、監督当局がそのための取組みを進めて行くことは望ましい方向性であると考えられる。他方で、EIOPAが今般公表したメソドロジーは非常にハイレベルなものであり、各国でのインプリメンテーションにおいてどの程度の整合性が確保され得るかは疑問である。評価メソドロジーの高度化を含む、Value for moneyの観点からの監督の高度化において、今後のさらなる進展が期待される。

(出所) EIOPA ‘EIOPA issues its methodology for assessing value for money in the unit-linked market’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

